



令和 7(2025)年度 文部科学省委託
ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業
「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」
公募要領(再公募)

令和 7 年 9 月 3 日

1. 事業名

ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」

2. 事業の趣旨

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）では、文部科学省からの委託を受け、「令和 7(2025)年度ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業」のうち（1）「ユネスコ未来共創プラットフォームの運営」を担当しております。

このたび、本事業の一環として、ユネスコ登録事業者等における主体的かつ継続的な取組を促進することを目的に、ユネスコ活動^{※1}の活性化につながる教育・科学・文化等の各分野に関する調査研究の委託事業（文部科学省から委託を受けた当法人からの再委託）を実施いたします。

つきましては、令和 7(2025)年度ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業「ユネスコ活動に関する調査研究」の企画提案を以下の要領で受け付けます。

なお、本事業を含む「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業」の事業趣旨については、同事業委託要項（別添）をご参照ください。

※1 本事業でいう「ユネスコ活動」とは、ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年法律第 207 号）第 2 条で定義され、かつ同法第 1 条で規定された目標のために行われる活動を指します。

3. 委託対象事業

委託対象事業は、以下のテーマに関する調査研究とする。

<テーマ>

③ 2023 ユネスコ教育勧告の国内普及

- ・ 2023 年 11 月のユネスコ総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」※の国

内普及に係る調査分析及び広報資料（パンフレット、説明動画等）の作成

※[平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告：文部科学省](#)

⑥ ユネスコ活動の認知度向上

- ・日本のユネスコ加盟 75 周年に際し、広く一般に国内でのユネスコ活動の認知度を高めるための調査研究等

【留意事項】

○本事業は「ユネスコ活動に関する調査研究」であり、その多様化・活性化に寄与する事業が対象となります。事業計画書において何を調査し、その結果・成果物がどのようにユネスコ活動の多様化・活性化に寄与できるのかを明確にし、ご説明ください。

○国外との連携を想定する場合は、出入国制限や紛争等の状況を踏まえ、見通しを立てた上で事業計画の提出を行ってください。なお、これらの国際情勢が進捗に影響を及ぼす可能性のある事業計画については、その実現可能性の観点から審査を行います。

○事業活動の促進及び広範な成果普及を図るため、ユネスコスクールを含めた文部科学省「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」への参加団体や、ESD 活動支援センター（全国センター又は 8 つの地方センター）等、地域内外の多様な関係者との連携や協力体制の構築が推奨されます。

4. 委託対象期間（再委託事業実施期間）

契約日～業務が終了する日または令和 9(2027)年 3 月 31 日(水)(最長 2 か年度(予定))

※当法人と文部科学省との契約が令和 8 年度も継続することを前提に、委託事業実施期間を最長 2 か年度とします。ただし、2 か年度で実施する場合、令和 7 年度末（令和 8 年 1 月末頃）に暫定版の事業完了報告書の提出を求め、事業実施状況及び同報告書に関する評価を行い、翌年度(令和 8 年度)の契約継続の可否を判断することとなります。なお、契約の締結は年度毎に行います。

※委託対象期間内外を問わず、「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～ UNESCOconnect～事業」の事業期間(令和 7 年度～令和 12 年度（予定）)において実施されるイベント等にて事業報告・発表等で成果発信を求められることがあります。

5. 委託対象経費、事業規模（予算）、及び採択数

委託対象経費：事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費）について、別添の「ユネス

コ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業」実施要項等で認められている範囲で委託費として支出します。なお、委託費の支出は精算払（確定払）とします。

事業規模（予算）：各年度の計画額は 500 万円を上限とします。

ただし、初年度は契約期間が短くなることを考慮して妥当な計画及び経費を計上してください。契約額については、提案内容及び金額の妥当性を判断のうえ、減額を求める可能性があることをご承知おきください。

採択数：2 件（予定）

※最終的な採択件数及び委託費の額は、「10. 審査方法等」に記載された審査委員会が決定します。

6. 申請者の要件

申請者は、以下の各要件を満たす必要があります。

- （１） ユネスコないしユネスコと関係のある機関と協力して事業を実施することができること、または研究成果をもとに将来的にユネスコないしユネスコと関係のある機関と協働することを前提とした事業を実施できる団体であること。
- （２） 以下の団体であること。
地方公共団体、地方教育委員会、国立大学法人・公立大学法人・学校法人（国公立大学・短期大学の学部学科、大学院研究科、附置研究所、研究センター等单位で応募可）、独立行政法人、大学共同利用機関法人、公益法人（公益社団法人、公益財団法人）、一般法人（一般社団法人、一般財団法人）、特定非営利活動法人、その他の法人格を有する団体
- （３） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 615 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- （４） 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （５） 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （６） 調査研究の実施状況を適宜委託者に共有・報告を行い、コミュニケーションを円滑に行うことが出来る団体であること。また、研究成果の最大化に向け、委託者または委託者が定める外部有識者が必要と判断した場合は、必要に応じて協議のうえ計画の再検討を行うことが可能な団体であること。

7. 応募書類

本事業の実施を希望する団体は、「8. 提出期限、提出方法、及び提出先」を確認の上、以下の応募書類を提出してください。

- 企画書（別添様式を利用して作成）
- 「所要経費内訳表」等、企画書記載事項の補足説明となる添付資料
- 定款、寄付行為又は会則、規約等団体の根拠を示す資料、役員名簿、最新の事業報告書、収支決算書、会計規則（旅費、人件費、謝金、会議費等）、その他団体の概要に関する書類
- 誓約書

※ 応募にあたっては、実施要項、実施要領及び「経費の使用について」（別添）もご参照ください。応募書類の作成費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とします。また、提出された応募書類は返却しません。

8. 提出期限、提出方法、及び提出先

- 提出期限：令和7年9月24日(水)正午必着

※ 全ての必要書類をこの期限までに提出してください。

- 提出方法：電子媒体（メール添付またはクラウドストレージサービスの利用）

※ メール添付にて提出される場合、容量によっては受信できない場合がございます。メール添付で提出される場合は、必要書類を添付したメールとは別に、提出する旨のメールを添付無しで送信下さい。

- 提出先：下記の「13. 連絡先」まで電子メール（education@accu.or.jp）にて提出してください。メール送信に際しては、件名を「【提出】「ユネスコ活動に関する調査研究事業（再委託）」企画書（貴団体名）」としてください。

9. 応募、企画書作成における留意事項

- （１） 企画書は日本語及び日本国通貨で記入ください。
- （２） 調査研究・教材作成等を目的とした事業の申請を行う場合は、関係者に対する協力活動を伴うことが必要となりますので、必ずその活動計画を企画書内に明示ください。
- （３） 公募期間中の質問・相談等については、特定の者のみが有利となるような質問等については回答できません。質問等に対する回答で、応募するすべての者に共有すべき情報は、ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトにて開示いたします。
- （４） 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差し替えは一切認めません。

10. 審査方法等

令和7年度の審査は、別に定める審査基準に基づき、専門家等により構成される審査委員会において行います。審査結果については申請団体に対し書面にて通知します。なお、必要に応じて審査期間中に企画書の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがあります。

ます。

11. 契約の締結及び事業の実施における留意事項

採択された委託事業企画書の提出団体は、事業計画書及び添付書類を作成、提出の上、受託事業者として当法人と委託契約を締結します。

受託事業者は当法人及び文部科学省と協議しつつ、本事業を実施することとします。委託期間中及び終了後には、「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」及び各団体のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、我が国におけるユネスコ活動の推進に協力する義務を負います。また、情報発信については、ユネスコ未来共創プラットフォーム事業で企画するイベント等の機会における事業報告・発表等を含めたものになります。

12. 今後のスケジュール

令和7年	9月3日	公募開始
	9月24日	応募書類提出締切
	10月初旬	審査、採択団体の決定 事業計画書等の提出依頼
	10月下旬	契約
令和8年	1月末	（暫定版）業務完了報告書、令和8年度事業計画書の提出
	3月末	業務完了報告書（最終版）の提出 契約満了
	4月以降	（継続対象者）令和8年度事業にかかる事業計画書の提出及び 契約締結（ただし、当法人と文部科学省との契約締結の後に順次契約を行うこととなる）

※2年目に関しては、継続審査の結果を踏まえて調整を行う。双方において契約額及び事業内容の合意を得たのちに、契約書の取交しをもって契約締結となる。

13. 連絡先

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）

教育協力部 担当：福尾

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32-7F 出版クラブビル

電話 03-5577-2852 / FAX 03-5577-2854

Email education@accu.or.jp

<参考法令>

■ ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年法律第 207 号）（抄）

（ユネスコ活動の目標）

第 1 条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和 26 年条約第 4 号。以下「ユネスコ憲章」という。）の定めるところに従い、国際連合の精神に則って、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の目的を実現するために行う活動をいう。

<公募関連資料>

■ 「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」関連資料

公募要領(再公募) ※当文書

[企画書様式\(再公募用\)](#)

[企画書別添 所要経費内訳表](#)

[誓約書様式](#)

[審査基準](#)

[審査要領](#)

■ ユネスコ未来共創プラットフォーム事業関連資料

[ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業 委託要領](#)

[ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業 委託要項](#)

[ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOConnect～事業 経費の使用について](#)